資料２

労務費の基準の作成について

労務費の基準の作成の暫定方針（案）

11月6日 第2回 労務費の基準WG にて議論

（１）「労務費の基準」の計算方法

- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価（円/人日（８時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
- その際、**労務単価については**、**公共工事設計労務単価を適用**する。
  （賃金相当分以外の「雇用に必要な経費」についても、これまで国として確保の取組を推進してきた、社会保険の法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費などを中心に、その取扱いについて引き続き整理し、公表時において明示、周知徹底する。）
- **歩掛については**、**国交省直轄工事で用いられている歩掛**（土木工事標準歩掛、公共建築工事における歩掛）**を活用**する。
  ただし、**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅等**については、住宅関係の団体等と意見交換を行い、**対応方針を検討**する。
  （工事規模を始めとする施工条件によって適切な歩掛は異なるため、労務費の基準を公表する際に、適用した歩掛を適用条件を含めて明示するとともに、個々の建設工事において、当該工事の施工条件や建設業者の施工能力に応じて適切な値を当てはめて見積りを行うべきことを周知徹底する。）
- 上記の考え方に沿って、労務費の基準（素案）の作成に向けた職種別の意見交換を開始するが、その意見交換の中で、**上記の考え方について不都合が生じた場合には、適時見直しを行う**。

（２）「労務費の基準」の作成単位

- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、規格・仕様（※）ごとに労務費の基準を作成することはしない**ものとする。
  ※たとえば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高３．５～４．０ｍ程度」、「ラーメン構造階高２．８ｍ程度」等の規格・仕様ごとに分かれる。
- その上で、建築と土木を区別するか、工種をどの程度区別するか等については、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討**する。
  （労務費の基準を公表する際に工種や規格、工事規模等の仮定条件を明示するとともに、個々の建設工事において条件が異なる場合には適正額も異なることをガイドライン等で示す。）
- 技能者の経験・技能に応じた賃金の支払いについては、基準そのものをＣＣＵＳレベル別に作成するのではなく、特殊な技能が必要な工種について別カテゴリーで労務費の基準を作成することを検討するとともに、制度全体の「行き渡り」の仕組みの中で他の手段により担保する。

（３）「労務費の基準」の改定

- 個々の請負契約時において**受注者側による適切な見積り**がなされるよう促すことを前提として、**更新については基本的に年１回（公共工事設計労務単価や標準歩掛の改定と連動した更新）とすることを基本として、引き続き検討**を行う。

【報告】職種別意見交換の状況について①

国土交通省

職種別意見交換の実施状況

- 鉄筋、型枠、住宅分野で第2回まで、左官、電工、塗装、とび、内装、空調衛生、土工、板金・屋根ふき、解体、鉄骨で第1回の職種別意見交換を実施し、労務費の基準の示し方や示すに当たっての留意点、実効性の確保について議論
- 今後、意見交換の意見を踏まえた労務費の基準（素案）や実効性の確保について引き続き議論を行うとともに、未開催のトンネル工事、橋梁工事、防水工事、切断穿孔工事等も順次実施予定

＜各職種別意見交換の構成員＞

【共通】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
【鉄筋】全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会
【型枠】日本型枠工事業協会
【住宅】住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、全国工務店協会、
全国住宅産業地域活性化協議会
【左官】日本左官業組合連合会
【電工】全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、日本電設工業協会
【塗装】日本塗装工業会
【とび】日本鳶工業連合会、日本建設躯体工事業団体連合会
【内装】全国建設室内工事業協会、日本建設インテリア事業協同組合連合会、
日本室内装飾事業協同組合連合会
【空調衛生】全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、
日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会
【土工】全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、
全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、
日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会
【板金・屋根ふき】全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、日本建築板金協会
【解体】全国解体工事業団体連合会
【鉄骨】鉄骨建設業協会

（※職種順は開催順、職種別団体名は五十音順）

【報告】職種別意見交換の状況について②

国土交通省

労務費の基準の「作成」の方針に係る主な意見

＜全体方針＞

- 労務費の基準を示す際、適用上の留意事項として、以下の点は各職種に共通する一般事項としてしっかり示すべき
  - ＊各職種の「労務費の基準」は、「公共工事設計労務単価並みの労務費を公共・民間問わず確保する」という考え方の下、「公共工事設計労務単価（あるいはそれに相当するもの）×歩掛」という計算方法で、特殊な気象条件や現場制約等を考慮しない標準的な規格・仕様について示すこと
  - ＊個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、個別に必要な補正を行って、労務費を算出すること
  - ＊「労務費の基準」には、労務費以外の必要経費は含まれていないこと
  - ＊歩掛は公共工事に適用されている歩掛を参考としつつ、現場条件に合致した適正な歩掛を使用すること

＜公共工事に適用されている歩掛の有無と労務費の基準を設定する規格・仕様との関係＞

- 一定の根拠を持った目安として、まずは基準を策定することを優先させ、制度を運用しながら、歩掛のない職種の労務費の基準の改善を図っていけばよいのではないか。
- 民間発注工事中心の職種の場合、必ずしも公共工事で頻度が高い作業内容で労務費の基準を作ることがなじまないこともあり、汎用性の高い作業内容の公的な歩掛がない場合に、それに代わる中立のデータとして使えるものが本当にないか、検討する必要。民間工事の実態も良く踏まえる必要。

＜実態に即した労務費の基準とするための留意点＞

- 入職を考える人にとって魅力ある、しっかりした処遇確保につながるような労務費の基準としていくべき。
- 労務費の基準を施工量当たりで示す際においては、基準として示す以上、技能者の処遇改善につながるような、実態を踏まえたものとする必要がある。
- 労務費の基準の設定の際は、頻度高く使われる工法を選択するなど、実態に合ったものとする必要。
- 作業環境、建物の構造や用途等によって歩掛も大きく変わるので、労務費の基準としている前提条件（規格・仕様）を明確にした上で、必要に応じて、建物種別により歩掛が異なることを付記していくべき。

＜住宅分野の労務費の基準（職種別との関係を含む）＞

- 住宅分野では、公共工事に適用されている歩掛が存在しないため、何らかの形で歩掛調査をすることが必要。

労務費の基準の「作成」の方針（見直し案）

国土交通省

第２回WGで議論した「作成方法の暫定方針」について、**職種別意見交換等も踏まえ、修正することとしたい**（黄色が修正部分）。
（**今後も**、WGや職種別意見交換での検討を踏まえ、**必要に応じ見直す**こととしたい）

（１）「労務費の基準」の計算方法

- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価（円/人日（８時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
- **労務単価**については、**公共工事設計労務単価を適用**することとし、労務費の基準は、公共工事設計労務単価と同様、原則として都道府県別に示す。
- **歩掛**については、**国交省直轄工事で用いられている歩掛**（土木工事標準歩掛、公共建築工事における歩掛）**を活用**する。
  - ただし、国交省直轄工事で用いられていない歩掛であっても、公的主体等により別途定められている歩掛で、国交省直轄工事の積算方法と矛盾しないもの（※）は、それも公的な歩掛として活用する。
    ※例えば、自治体工事の歩掛を国が参考として示している場合や、営繕積算システム等開発利用協議会においてとりまとめた歩掛などが候補として考えられる。
  - 国交省直轄工事での発注実績がなく**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅**については、住宅関係の団体等と意見交換を行い、**歩掛調査**を行う。
  - 国交省直轄工事での発注実績があるものの、歩掛設定が困難であるなどの事情により積算を見積方式としている職種など、国交省直轄工事で用いられている歩掛等の活用・戸建住宅の歩掛調査結果の活用のいずれも困難な職種（職種の中の一部の工事を含む）については、**やむを得ない場合は、以下の作成方法を許容**する。

    「労務単価（※適用する職種の設計労務単価の額）×現場環境・作業内容等に照らして適正に見積もった歩掛」　【５ページ参照】
- 施工条件等によって適正な歩掛は異なるため、**労務費の基準を公表する際に、適用した歩掛・作業内容・適用条件等を明示**する。
（個々の建設工事において、当該工事の施工条件・作業内容等に応じて、適正な歩掛となるよう契約当事者間で補正を行う。）

（２）「労務費の基準」の作成単位

- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、規格・仕様（※）ごとに労務費の基準を作成することはしない**ものとする。
※例えば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高３．５～４．０m程度」、「ラーメン構造階高２．８m程度」等の規格・仕様ごとに分かれるが、そういった違いは契約当事者間で補正を行う。
- その上で、建築と土木を区別するか、工種をどの程度区別するか等については、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討し決定**する。
- 技能者の経験・技能に応じた適正な水準の労務費の確保については、基準そのものをＣＣＵＳレベル別に作成するのではなく、極めて特殊な技能が必要な場合は、別途、個々の建設工事において労務費を上乗せすること等により適正な水準を確保する。

（３）「労務費の基準」の改定

- 個々の請負契約時において受注者側による適切な見積りがなされるよう促すことを前提として、**更新については年１回（公共工事設計労務単価や標準歩掛の改定と連動した更新）とすることを基本とする**。

【別紙】「労務費の基準」の示し方（案）　※原則パターン

国土交通省

対象工事

「労務費の基準」の前提となる標準的な規格・仕様

歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準」

算出根拠（内訳）

（参考）人日当り歩掛
※施工単位当り歩掛の逆数

工事の種類		●●工事			
標準的な規格・仕様		□□□			
	条件 ××の種類	×××			
	条件 △△の種類	△△△			
労務費の基準（例）		1,754.00（円/m2）（例）			
	内訳	職種	施工単位当り歩掛（人・日/m2） 人日当り歩掛（m2/人・日）	設計労務単価 （円/人・日）	歩掛× 設計労務単価 （円/m2）
		●●工	0.05 20.00	30,000	1,500.00
		■■作業員	0.01 100.00	25,400	254.00
		合計			1,754.00

職種全体に共通する留意事項

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

設計労務単価※1：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（@東京）による
※1 一般的な適用条件は、「一般事項」による。

歩掛：当該歩掛の作業内容及び設定条件は、下記による
【標準的な規格・仕様の作業内容】
□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業　等

【標準的な規格・仕様の設定条件】
構造等の施工条件　等

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、必要な補正を行う必要がある

【別紙】「労務費の基準」の示し方（案）　※やむを得ず歩掛が定性的なパターン

国土交通省

対象工事

工事の種類		●●工事			
標準的な規格・仕様		□□□			
	条件 ××の種類	×××			
	条件 △△の種類	△△△			
労務費の基準（例）		A+Bの合計値（現場環境・作業内容等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額）			
	内訳	職種	施工単位当り歩掛（人・日/m2） 人日当り歩掛（m2/人・日）	設計労務単価（円/人・日）	歩掛×設計労務単価（円/m2）
		●●工	α 1/α	30,000	α×30,000（A）
		■■作業員	β 1/β	25,400	β×25,400（B）
		合計			A+B

「労務費の基準」とした標準的な規格・仕様

定性的歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準」

算出根拠（内訳）

（参考）人日当り歩掛
※施工単位当り歩掛の逆数

設計労務単価※1：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（@東京）による
※1 一般的な適用条件は、「一般事項」による。

歩掛：歩掛は、以下に示す作業内容・設定条件に照らして、現場に応じて適正に見積もったものとする。

【標準的な規格・仕様の作業内容】
□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業　等

【標準的な規格・仕様の設定条件】
構造等の施工条件　等

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、必要な補正を行う必要がある

職種全体に共通する留意事項

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細
※歩掛は、以下で示す作業内容・設定条件を引用する形とする。

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

鉄筋工事・型枠工事における労務費の基準（素案）について

「労務費の基準」の示し方（全体方針）

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

- ✓ 「労務費の基準」について、数字そのものだけでなく、数字に至る考え方（公共工事設計労務単価をベースとする等の計算式）や、労務費の基準には、法定福利費（事業者負担分）等の必要経費が含まれていないことなど、職種全体で、共通して示すべきこと（**一般事項**）を整理する必要。
- ✓ そのうえで、各職種において、「労務費の基準」が適切に運用できるよう、基準作成に当たり適用した作業内容や条件等を示すなど、適用上の留意事項（**個別事項**）を職種ごとに整理することが必要。

職種全体（＝一般事項）

○各職種の「労務費の基準」は、「公共工事設計労務単価並みの労務費を公共・民間問わず確保する」という考えの下、「公共工事設計労務単価（あるいはそれに相当するもの）×歩掛」という計算方法で、標準的な規格・仕様について示したものである。従って、個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、個別に必要な補正を行って、労務費を算出すること

○「労務費の基準」には、経費が含まれないこと

○歩掛は公共工事に適用されている歩掛を参考として、現場条件に合致した適切な歩掛の使用や必要な補正を行うこと

各職種（＝個別事項）

○各職種の「労務費の基準」の適用・個々の現場に応じた必要な補正を行うに当たり、判断できる材料（作成した「労務費の基準」の歩掛の適用範囲、歩掛に含まれる作業内容・条件等を明記）※次ページがイメージ

「労務費の基準」の作成手順

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

労務費の基準（素案）の算出フロー

①標準的な規格・仕様の設定

○国土交通省直轄工事の積算実績データベースより、積算基準における「レベル４（細別）」の中で、工種毎の積算額の高いものまたは頻度の多いものを集計して「代表的なもの（細別）」を設定。
○さらに「代表的な細別」の中で、積算額の高いものまたは頻度の多いものを集計して「標準的な規格・仕様」を設定。

標準的な規格・仕様
鉄筋：RCラーメン構造 階高3.5~4.0m程度 形状単純 D10以上D32以下
圧接：D25-D25
型枠(建築)：普通合板型枠 ラーメン構造 地上軸部 階高3.5~4.0m程度
型枠(土木)：一般型枠 鉄筋・無筋構造物

②歩掛の把握

○「標準的な規格・仕様」の「歩掛」は土木工事標準歩掛及び官庁営繕部が実施した歩掛調査により把握。

③労務費の基準（素案）を算出

○「歩掛」と「公共工事設計労務単価」から労務費の基準（素案）を算出。

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

鉄筋工事における労務費の基準（素案）について

鉄筋工事における労務費の基準(案):東京都の例

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

工事の種類			鉄筋工事(建築)			
標準的な規格・仕様			鉄筋加工・組立			
	条件	(構造)	RCラーメン構造			
		(階高)	階高3.5～4.0m程度			
		(形状)	形状単純			
労務費の基準(素案)			71,472(円/t)			
	内訳		職種	施工単位当り歩掛(人・日/t) (暫定値)	人日当り歩掛(t/人・日)	設計労務単価 (円/人・日)	歩掛×設計労務単価 (円/t)
			鉄筋工	1.88(0.50※)	0.53(2.00※)	32,600	61,288.00
			普通作業員	0.38(0.21※)	2.63(4.76※)	26,800	10,184.00
			合計				71,472.00

【注】本基準(案)は東京都の場合で計算。実際の基準は都道府県別に作成予定。

(補足事項)
※一鉄筋工及び普通作業員の歩掛りの括弧() 内の数値は、工場加工相当分の内訳を示す。
※一般的な適用条件は、「一般事項」による。
※当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討・確認している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
労務歩掛：官庁営繕部において実施した労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果（暫定値）による
（補足）当該歩掛については、公共建築工事積算基準類への反映に向けて検討中（※括弧内は工場加工相当分を示す）
（内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）

【代表的な歩掛の作業内容】
建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番

【条件】
・適用できる条件は以下の通り
構造：RCラーメン構造
階高：3.5～4.0m程度
形状：単純
対応する鉄筋径：Ｄ１０以上Ｄ３２以下
・太物・細物鉄筋の構成比：鉄筋加工組立における太物及び細物鉄筋は、標準的な構成比とする
・揚重機の機械経費は含まない。
・鉄筋の運搬費は含まない。

【留意点】
・主な作業内容として事務所、庁舎等の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
*加工組立（工場加工、現場組立（スペーサー取付、圧接合番、点検後手直し、コンクリート打設時合番を含む））
*荷揚げ（揚重機への積込み、積下ろし手間）
*場内小運搬（水平小運搬）（場外の運搬は除く）
*持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）
*発生材処理（指定場所への集積）
*発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
*足場は含まない
*その他（鉄筋材の検収、管理、養生、片付け・清掃など）
・揚重機（クレーン）の作業範囲は鉄筋工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。
・本表の数字は、鉄筋工事（建築）に係るものである。鉄筋工事（土木）の労務費については、本表の数字を基に、個別に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

圧接工事における労務費の基準(案):東京都の例

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

工事の種類		圧接工事(建築)			
標準的な規格・仕様		ガス圧接			
条件	(径)	D25-D25			
労務費の基準(素案)		588(円/か所)			
内訳	職種	施工単位当り歩掛(人・日/か所)(暫定値)	人日当り歩掛(か所/人・日)	設計労務単価(円/人・日)	歩掛×設計労務単価(円/か所)
	溶接工	0.013	76.92	37,000	481.00
	普通作業員	0.004	250.00	26,800	107.20
	合計				588.20

【注】本基準(案)は東京都の場合で計算。実際の基準は都道府県別に作成予定。

(補足事項)
※一般的な適用条件は、「一般事項」による。
※当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討・確認している。

設計労務単価:令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛:官庁営繕部において実施した労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果(暫定値)による
(補足) 当該歩掛については、公共建築工事積算基準類への反映に向けて検討中
(内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの)

【代表的な歩掛の作業内容】
鉄筋を酸素・アセチレン炎を用いて加熱し、圧力を加えながら接合する、建築構造物等の鉄筋のガス圧接

【条件】
・適用できる条件は以下の通り
対応する鉄筋径:D25-D25

【留意点】
・主な作業内容として事務所、庁舎等の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
*手動圧接器による圧接作業
*荷揚げ(揚重機への積込み、積下ろし手間)
*場内小運搬(水平小運搬)
*持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)
*発生材処理(指定場所への集積)
*発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない
*足場は含まない
・揚重機(クレーン)の作業範囲は圧接工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。
・本表の数字は、圧接工事(建築)に係るものである。圧接工事(土木)の労務費については、本表の数字を基に、個別に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要である。
・労務費の基準(素案)の内訳である職種別の人日当り歩掛(か所/人・日)は、労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果(暫定値)を基に計算を行った、労務費の基準(素案)の計算過程であり、施工単位当り歩掛を人日当り歩掛に置き換えたもの。現場状況や作業準備等を勘案すると、実際に1日で処理することが困難な場合があることに留意が必要である。
(例えば、普通作業員250.00か所/人・日としているが、現実に250か所を1日で1人の普通作業員がこなすのは困難な場合がある等)

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

型枠工事における労務費の基準（素案）について

型枠工事における労務費の基準(案)①建築:東京都の例

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

工事の種類			型枠工事(建築)			
標準的な規格・仕様			型枠			
	条件	(型枠の種類)	普通型枠合板			
		(構造・部位)	ラーメン構造・地上軸部			
		(階高)	階高3.5～4.0m程度			
労務費の基準(素案)			5,291(円/m2)			
	内訳	職種	施工単位当り歩掛(人・日/m2)(暫定値)	人日当り歩掛(m2/人・日)	設計労務単価(円/人・日)	歩掛×設計労務単価(円/m2)
		型わく工	0.15	6.67	31,700	4,755.00
		普通作業員	0.02	50.00	26,800	536.00
		合計				5,291.00

【注】本基準(案)は東京都の場合で計算。
実際の基準は都道府県別に作成予定。

(補足事項)
※一般的な適用条件は、「一般事項」による。
※当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討・確認している。

設計労務単価:令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛:官庁営繕部において実施した労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果(暫定値)による
(補足)当該歩掛については、公共建築工事積算基準類への反映に向けて検討中
(内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの)

【代表的な歩掛の作業内容】
建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合番、型枠点検及び保守、型枠の取外し

【条件】
・条件は以下の通り
型枠の種類:普通合板型枠
構造・部位:ラーメン構造・地上軸部
階高:3.5～4.0m程度
建物形状:単純なもの
補助材:サポート等補助材(構成材)を含む
・型枠の条件:人通孔、耐震スリット、目地棒(化粧目地、打継目地、誘発目地)及び大面木は含まない。
・揚重機の機械経費は含まない。
・型枠の運搬費は含まない。

【留意点】
・型枠工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準の活用に当たっては、建物種別、型枠の種類や構造、型枠転用率、建物構造・部位、階高等に留意して作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。この際、元請企業の把握している歩掛や日本型枠工事業協会の把握している歩掛などの契約当事者間で把握している歩掛も参考とするなど、現場に合った補正を行うことが必要。
・特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎に考慮し、必要な補正を行う必要がある。
・運搬に係るトラックの規格は現場状況に応じて考慮し、適切な補正を行う必要がある。
・揚重機(クレーン)の作業範囲は型枠工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。
・主な作業内容として以下の内容を想定しているが、特殊な条件や作業の範囲については、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
*加工組立(小墨出し、加工(下拵え)、組立、コンクリート打設時合番)
*解体清掃(解体、釘仕舞、ケレン、剥離材塗布、整理清掃)
*荷揚げ(揚重機への積込み、積下ろし手間)
*場内小運搬(水平小運搬)
*持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)
*発生材処理(指定場所への集積)
*発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない
*足場は含まない
*床版はフラットデッキを使用していないものとする

型枠工事における労務費の基準(案)②土木:東京都の例

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

工事の種類		型枠工事(土木)				
標準的な規格・仕様		型枠				
	条件 (型枠の種類)	一般型枠				
	条件 (構造物の種類)	鉄筋・無筋構造物				
労務費の基準(素案)		8,661(円/m2)				
	内訳	職種	施工単位当り歩掛(人・日/m2)	人日当り歩掛(m2/人・日)	設計労務単価 (円/人・日)	歩掛×設計労務単価 (円/m2)
		型わく工	0.157	6.37	31,700	4,976.90
		普通作業員	0.1	10.00	26,800	2,680.00
		土木一般世話役	0.031	32.26	32,400	1,004.40
		合計				8,661.30

【注】本基準(案)は東京都の場合で計算。
実際の基準は都道府県別に作成予定。

(補足事項)
※一般的な適用条件は、「一般事項」による。
※当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討・確認している。

設計労務単価:令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛:令和7年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表(参考資料)による
(内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの)

【代表的な歩掛の作業内容】
型枠の製作・加工・組立・設置・撤去,水抜パイプの設置,はく離剤塗布及びケレン作業の各種作業に要する作業

【条件】
一般土木工事の構造物及び「土木構造物設計マニュアル(案) -土木構造物・橋梁編-」(平成11年10月28日建設省)に基づき設計された場所打ち鉄筋構造物(ボックスカルバート,L型,逆T式擁壁,張出し式・壁式橋脚)の施工にかかる型枠に適用できる
型枠の種類:一般型枠
構造物の種類:鉄筋・無筋構造物
平均設置高:30m以下の場合
・以下の場合は適用できない
(1)張りコンクリート工(平均厚さ5cm以上10cm以下)、鋼橋床版,コンクリート桁,砂防,ダム,トンネル等で,土木工事標準積算基準書において別途,型枠の基準が設定されている工種の場合
(2)「土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-」(平成13 年12 月21 日国土交通省)に基づき設計された函渠, 胸壁, しゃ水壁, 門柱, ゲート操作台, 翼壁の型枠工
(3)第Ⅳ編第4章共同溝工①-1, 2共同溝工(1) (2),第Ⅳ編第7章橋梁工⑲-1橋台・橋脚工(1)
(4)化粧型と型枠が一体となった製品等を使用し,貼付・はく離作業が不要な場合
・仮設材の持上(下)げ機械の機械経費は含まない。
・水抜きパイプの有無にかかわらず適用できる。
・コンクリート,足場,支保は含まない。

【留意点】
・本歩掛は、土木工事標準積算基準書に基づくものであり、上記の作業内容・条件に係るものである。
・特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

参考（職種別意見交換の状況報告）

【報告】職種別意見交換の状況について①

国土交通省

意見交換で示された主な論点

※前回WG資料（3/26）から追記部分に、『下線』

① 労務費の基準（素案）の作成について

＜全体方針＞

- 労務費の基準を示す際、適用上の留意事項として、以下の点は各職種に共通する一般事項としてしっかり示すべき。（※前回資料と同内容。各職種の意見交換の場で、基本方針を確認）
  - ＊各職種の「労務費の基準」は、「公共工事設計労務単価並みの労務費を公共・民間問わず確保する」という考え方の下、「公共工事設計労務単価（あるいはそれに相当するもの）×歩掛」という計算方法で、特殊な気象条件や現場制約等を考慮しない標準的な規格・仕様について示すこと
  - ＊個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、個別に必要な補正を行って、労務費を算出すること
  - ＊「労務費の基準」には、労務費以外の必要経費は含まれていないこと
  - ＊歩掛は公共工事に適用されている歩掛を参考としつつ、現場条件に合致した適切な歩掛を使用すること

＜公共工事に適用されている歩掛の有無と労務費の基準を設定する規格・仕様との関係＞

- 公共工事に適用されている歩掛が土木では存在せず、建築のみしか存在しない場合でも、一定の根拠を持った目安としてまずは基準を策定することを優先させ、制度を運用しながら、歩掛のない職種の労務費の基準の改善を図っていけばよいのではないか（土木については、建築の違いに留意しながら個々の契約当事者間で基準を補正して活用）。
- 土木での作業があまり想定されない職種の場合、頻度の低いもので無理に土木の基準を作るよりは、建築の基準を参考に運用することでよいのではないか。
- 民間発注工事中心の職種の場合、必ずしも公共工事で頻度が高い作業内容で労務費の基準を作ることがなじまないこともあり、民間工事の実態を良く踏まえる必要。
- 汎用性の高い作業内容の公的な歩掛がない場合に、それに代わる中立のデータとして使えるものが本当にないか、検討する必要。

【報告】職種別意見交換の状況について②

国土交通省

意見交換で示された主な論点

① 労務費の基準（素案）の作成について（続き）

＜実態に即した労務費の基準とするための留意点＞

- 入職を考える人にとって魅力ある、しっかりした処遇確保につながるような労務費の基準としていくべき。
- 労務費の基準を施工量当たりで示す際においては、基準として示す以上、技能者の処遇改善につながるような、実態を踏まえたものとする必要がある。
- とび工のように、様々な業務内容がある場合もあり、例えば、足場の中でも低層と高層では状況が異なるといったこともある。労務費の基準の設定に当たっての分類は、業界の実態をよく聞きながら、設定していく必要。
- 使用される材料、新築・改修、求める質、屋根であれば長さ等で歩掛は大きく変わる。こうしたことをきちんと考慮できる労務費の基準とする必要。
- 労務費の基準の設定の際は、頻度高く使われる工法を選択する、鉄骨であれば通常工事で扱う構造体の鉄骨とするなど、実態に合ったものとする必要。
- 例えば、内装のボード、床シート、クロス作業、躯体の基礎・立上り・床といったように、細分化しない方針を踏まえつつ、作業内容として明らかに違うところは労務費の基準の設定に際し考慮する必要。空調・給排水衛生で言えば配管、保温、ダクトなどに加え、自動制御設備（計装工事）なども必要。
- 作業環境、建物の構造や用途等によって歩掛も大きく変わるので、労務費の基準としている前提条件（規格・仕様）を明確にした上で、必要に応じて、建物種別により歩掛が異なることを付記していくべき。
- 多能工の場合、作業によって適用する単価が変わるのか、運用方法の整理が必要。作業内容に着目した適切な単価設定が必要ではないか。
- 解体工事、計装工事は直接対応する設計労務単価がないが、実際の作業内容に照らして、適切な単価設定となるようにする必要。

＜労務費の基準の表示方法＞

- 特に建築分野については、人・日/施工量（t や ㎡）という表記ではなく、施工量（t や㎡）/人・日という表記が一般的。国が基準を示す際、建設業界で馴染みのある施工量（t や㎡）/人・日という表記の併記なども検討すべき。

【報告】職種別意見交換の状況について③

国土交通省

意見交換で示された主な論点

① 労務費の基準（素案）の作成について（続き）

＜住宅分野の労務費の基準（職種別との関係を含む）＞

- ある程度の規模の建築物と戸建て住宅では、歩掛が全く異なるため、分けて検討する必要。
- 住宅分野について、構造（木造・鉄骨・鉄筋コンクリート）、工法（在来工法・プレハブ工法等）など、様々なパターンがあるが、まずは、新設住宅構造物のシェアの大きい木造・在来工法について検討し、住宅の規模も、戸建あるいは戸建住宅規模相当の集合住宅を対象に検討。
- 住宅分野は、基礎、足場、大工、内装等々多岐にわたる工事業者が関係するため、労務費の基準も、この工事業者別で作成することで検討（具体的にどの程度分類するかは今後さらに検討）。
- 住宅分野では、公共工事に適用されている歩掛が存在しないため、何らかの形で歩掛調査をすることが必要。一方、工事業者が多岐にわたり、また、現状で材工一体の見積となっていることもあり、各企業にアンケートを取るといった方法では十分に実態がわからない可能性。例えば、モデル的に歩掛を調査するなど、調査の仕方に工夫が必要。

【報告】職種別意見交換の状況について④

国土交通省

意見交換で示された主な論点

② 労務費の基準の実効性の確保について

＜見積書のあり方＞

- 見積書の作成方法を検討する際には、労務費、必要経費を含め、確保すべき経費を整理し、元請・下請双方にとって使いやすいように、双方の意見をよく聞きながら整理することが重要。
- 現状の見積は材工一体であり、材工分離を業界の隅々まで浸透させるのは大変だろうが必要なこと。
- 材工一体、機械経費と労務費が一体の見積が実情であり、これを分けるべきという国側の指導も必要。
- まだまだ、見積書を作成したり、内訳明示したりする商慣行が根付いているとは言い難い。標準見積書は、詳細版と簡略版の両方を示すなど、小規模事業者に配慮した対応が必要。
- 見積書の様式も、事業者ごとに異なることが現状であり、できるだけ負担なくできるような方向であると良い。
- 一人の職人が小規模工事を請け負う場合、詳細な見積を作成するほどの余裕はないと思われ、簡略版見積書は必要。
- 建設業法令遵守ガイドラインでは、建設副産物の適正処理に要する経費の見積についても規定されており、この点も、見積書の作成を促進していく上で、整理すべき。
- 労務費をしっかり支払っている事業者が競争上不利にならないようにする必要。

【報告】職種別意見交換の状況について⑤

国土交通省

意見交換で示された主な論点

② 労務費の基準の実効性の確保について（続き）

＜労務費以外の必要経費＞

- 労務費だけでなく、必要経費も含め、目安を持っておく必要。雇用に伴う必要経費として国が示している、労務単価の41%という水準は維持する必要。また、この雇用に伴う必要経費には、一般管理費は含んでいないことを明確にする必要。
- 市場単価は、工事内容により、単価に含まれる労務費以外の経費の範囲が異なっている。労務費の基準に必要経費が含まれているといった誤解を招かないよう、労務費の基準には、労務費のみで、必要経費は含まないことをしっかりと示す必要。
- 大手の元請事業者では、安全衛生経費の確保等についてしっかり認識されているが、地場の中小事業者まではなかなか浸透していない。これは、専門工事業側も同様。業界全体で必要経費の確保について理解を深める必要。
- 必要以上に安値受注する者が有利になってはいけない。法定福利費等の必要経費が適切に確保されることは、労務費の確保のためにも必要不可欠。
- 長らく取り組んでいる法定福利費も、まだ十分確保できない場合もあり、労務費とともに、必要経費の確保にも取り組む必要。

【報告】職種別意見交換の状況について⑥

国土交通省

意見交換で示された主な論点

② 労務費の基準の実効性の確保について（続き）

＜見積書と価格転嫁の関係＞

- 設備工事の場合、見積から実際の発注までの間が空く場合もある。当初の見積時点と契約後（着工時又は着工後）の状況（資機材の高騰、労務費の上昇等など）が変わっていることもあるが、遅れや変更などが生じた場合もしっかりと価格転嫁することが重要。必要な経費が確保され、労務費にしわ寄せが行かないようにする必要。
- 標準的な傾向は時々の歩掛に反映していく必要があるが、特別に頑張って生産性を上げた結果が次の契約の際の歩掛の切り下げに安易につながる事態は避けるべき。
- 労務費の基準を活用した価格交渉・適切な契約当事者間での補正のためのガイドラインが示されると良い。
- 見積の手間が増えるだけではよくないので、しっかりと価格転嫁につながるような指導・監督が必要。
- 民間工事等について、現状の単価は設計労務単価とは乖離していることも踏まえ、労務費の基準制度運用が円滑に進む必要。また、単価を守っているが歩掛がダンピングされるようなことは防ぐべき。
- 契約時のみならず、変更時の価格交渉を考えても、作業工程に応じた労務費を内訳でしっかり整理しておくことは重要。